

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年11月11日(水)午前10時00分から午前10時20分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 21人

会 長 1番 吉田 幸夫 委員

会長代理 5番 田邊 洋樹 委員

会長代理 21番 白神 勇 委員

委 員

2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員

6番 武本 章吾 委員 7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員

9番 野口 國治 委員 11番 高橋 英和 委員 13番 難波 明朗 委員

14番 平井 正敏 委員 15番 中西 公仁 委員 16番 藤原 安信 委員

17番 矢野 秀典 委員 18番 片岡 泰助 委員 19番 石井 雄一 委員

20番 出口 哲士 委員 22番 井上 保邦 委員 23番 難波 朋裕 委員

4 欠席委員 1人

12番 藤原 正美 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

17番 矢野 秀典 委員 22番 井上 保邦 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の規定による許可処分の報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第5号 農地法第18条の規定による通知について

報告第6号 農地法第4条の規定による届出の取り止めについて

報告第7号 農用地利用配分計画について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸 事務局主幹 中村 英樹 事務局主幹 塩見 雅子

事務局主幹 日下部 啓司 事務局主幹 成田 裕次 事務局主任 小山 八穂子

事務局副主任 剣持 裕典

8 説明のために会議に出席した者の氏名
なし

	(開会 午前10時00分)
事務局 佐々木次長	定刻となりましたので、ただいまから11月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしく申し上げます。
吉田会長 (以下「議長」)	ただ今から、令和2年11月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は21名です。 在任する委員22名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員	【異議なしの声】
議長	それでは、議席番号16番 藤原 安信 委員と、議席番号18番 片岡 泰助 委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の日下部主幹と、成田主幹を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局 小山主任	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて15件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、使用貸借権設定が2件、所有権移転が13件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から15番について調査票をもとに説明】

ご覧いただいておりますとおり、特に問題となる案件はありませんでした。
今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

議 長

ご審議のほどよろしく申し上げます。

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の15件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議 長

異議なしということでございますので、議案第1号の15件を、許可と決定いたします。

続きまして、4頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
中村主幹

【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4頁に4件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号,調査票をもとに朗読・説明】

2番についてですが、農地一筆の一部に農業用倉庫を建築するというものですが、建築する部分以外の農地について、本来、畑であるべきところを申請人が駐車場や資材置場として利用しており、農地を適正に利用しているとは言い難い状況でした。

したがって、この件は、農地法第4条第6項第3号の許可できない要件である「申請者に申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められないこと」に該当します。

この件につきまして、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、申請人が、適正に農地を利用するよう是正をする必要があるため、保留とのことでした。

その他の3件につきましては、特に問題はございませんでした。

以上により、今回申請のありました4件について、2番は保留、1番、3番、4番の3件は許可意見とのことでした。

許可意見とされた3件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この3件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工

されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の4件は、2番については保留、残す3件については、許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということですので、議案第2号は、2番は保留、1番、3番、4番の3件を許可と決定します。

続きまして、5頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 中村主幹 【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、5頁から7頁にかけて15件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました15件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。

また、許可意見とされた15件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この15件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の15件については、全件許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということですので、議案第3号の15件を許可と決定します。

続きまして、8頁をご覧ください。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

おそれいます、矢野委員、井上委員、に關係する案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(矢野委員,井上委員 退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局
塩見主幹

【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】

塩見でございます。それでは説明させていただきます。

議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、8頁から14頁にかけて38件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が23件、使用貸借が15件です。

また、利用期間の更新は11件で、更新切れを含む新規は27件です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地所有適格法人によるものが2件、一般法人によるものが3件、その他は個人です。

面積は、農地中間管理機構による重複分を含めて73,206㎡です。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

9頁8番から10番は、一般法人の案件でございますが「利用権設定における確約書」が添付されており、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行なうと見込まれます。

議案第4号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、38件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。

議長

事務局、2名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退席されていた2名の委員に報告いたします。

議案第4号は全件承認されましたことを報告いたします。

審議 案件は以上です。
ここからは、報告案件です。
報告第1号から、報告第7号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

【報告第1号から第7号について報告・説明】

事務局
剣持副主任

15頁をご覧ください。報告第1号「農地法第3条の規定による許可処分の報告について」でございますが、10月14日開催の総会において承認された、農地の競・公売に対する買受適格者が本件農地を落札したため、落札者より農地法第3条許可申請書が提出されました。

調査しましたところ、証明書交付時と事情が異なっていないと認められましたので、10月総会の議決に基づき、許可処分としたものでございます。

次に16頁をお開きください。

報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、16頁から21頁にかけて18件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に22頁をお開きください。

報告第3号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、22頁から23頁にかけて10件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に24頁をお開きください。

報告第4号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、24頁から33頁にかけて39件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に34頁をお開きください。

報告第5号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが34頁から35頁にかけて10件の通知が農業委員会に提出されました。

以上2号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、3号から5号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

次に36頁をお開きください。

報告第6号「農地法第4条の規定による届出の取り止めについて」でございますが36頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。

次に37頁をお開きください。

報告第7号「農用地利用配分計画について」でございますが、37頁に1件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。

こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、令和元年7月24日付けで農地中間管理権を取得した農地において、使用貸借権が

議 長	<p>設定されたものです。 報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご了承願います。</p> <p>事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。</p>
各委員 議 長	<p>【質問なしの声】</p> <p>ご質問がないようですので、報告第1号から報告第7号についてはすべて確認、了承いただきました。</p> <p>ありがとうございました。 以上で、すべての 議案審議、報告が終わりました。 事務局から何かありますか。</p>
佐々木次長	<p>【事務局から連絡事項を伝える】</p> <p>事務局から連絡事項をお伝えします。</p> <p>「農家世帯の分家住宅2軒同時申請の取扱いについて」ですが、今月の各地区協議会においてご確認をいただき、農地法第4条第6項各号、及び農地法第5条第2項各号に該当しない場合は許可することを了承いただきましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>日程案内です。 来月、12月の総会は、12月9日(水)です。 以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。 皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回総会は12月9日(水)です。</p> <p>ご出席のほど、よろしく願いいたします。 それでは、これにて散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時20分)</p>

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和2年11月11日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員